

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第36号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中土崎児童館の項および土崎南小学校の項を削り、広面小学校の項の次に次のように加える。

日新小学校	600円
-------	------

別表戸島小学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。